

平成27年度 一部負担金減免状況(事由別)

		申請者数(人)	対象件数	免除額(円)
①災害	東日本大震災	7	144	1,188,640
	水害	0	0	0
	火災	12	109	1,162,153
②負傷・障害・入院等		0	0	0
③事業の休廃止・失業		0	0	0
④農作物の不作・不漁		0	0	0
合計		19	253	2,350,793

平成28年度 一部負担金減免状況(事由別)

		申請者数(人)	対象件数	免除額(円)
①災害	東日本大震災	8	153	1,638,531
	水害	0	0	0
	火災	21	201	839,022
	熊本地震	3	21	169,629
②負傷・障害・入院等		0	0	0
③事業の休廃止・失業		0	0	0
④農作物の不作・不漁		0	0	0
合計		32	375	2,647,182

後期高齢者医療制度に関する要望書

我が国の社会保障制度は、「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」に基づく改革工程表により、改革が進められているところであるが、後期高齢者医療制度については、今後とも増え続ける高齢者に対し、安定した医療制度として継続するため、更なる検討と改善が必要である。このため、以下の事項について、国による積極的な対応、実現を要望する。

記

《保険料率改定に関すること》

- 低所得者等に対する保険料軽減特例措置については、その生活に影響を与えないよう現行制度を維持すること。

やむを得ず見直す場合は、平成 27 年 1 月に決定した「医療保険制度改革骨子」で示された、低所得者に対する介護保険料軽減の拡充や年金生活者支援給付金の支給等の完全実施を前提に、その時期、内容について再度検討し、被保険者の負担を最小限に抑え、急激な増加とならないよう、きめ細かな激変緩和措置と、国による丁寧な説明と周知を講ずること。

- 次期保険料率改定において、一人当たり医療給付費の伸びや後期高齢者負担率の上昇等により被保険者の保険料負担が急激に増加しないよう、財政安定化基金を保険料の増加抑制に引き続き活用できる仕組みを維持・継続し、また、恒久化の検討を行うこと。

- 高額医薬品の薬価収載については、各広域連合の財政計画に多大な影響を与えるため、可能な限り早期に詳細な情報提示を行うこと。

また、適正投与の指針策定や緊急的な薬価の引き下げ、あるいは、医療費が著しく増加した広域連合への財政支援を検討すること。

- 広域連合及び市町村が臨時的に行う制度周知に必要な経費について、新たな助成制度を創設すること。

また、制度改正に伴うものについては、国の責任において全国一律で広報を行うこと。

- 高額療養費制度及び窓口負担の見直しについては、低所得者に十分配慮するなど慎重に検討を行い、高齢者の受診行動に影響を与える制度改正は行わないこと。

《社会保障・税番号制度等に関すること》

- 社会保障・税番号制度の導入に伴い、広域連合が負担することとなる医療保険者向け中間サーバー負担金等については、その全額を国が予算措置すること。

また、情報連携が開始されるにあたり、広域連合及び市区町村の実際の業務に必要とされる全ての情報の連携を実現するとともに、連携された情報が迅速に処理できるよう、医療保険者向け中間サーバー及び後期高齢者医療広域連合電算処理システムを改めて整備すること。

《療養費の適正化に関すること》

- あん摩・マッサージ、鍼灸及び柔道整復に係る療養費の適正化、不正請求防止等を図るため、次の事項について改善を図ること。

- ① 施術に係る関係帳簿の整備保存を義務化するなど、不正請求防止のための制度改正等の措置を講ずること。

- ② あん摩・マッサージ及び鍼灸について、国及び都道府県に指導監査権限を付与し、疑義が生じた場合には、国及び都道府県は速やかに指導監査を行うこと。

- ③ 療養費の支給について、保険者毎に異なる判断が生じないよう、明確な支給基準を国で示すこと。

- ④ あん摩・マッサージ及び鍼灸の医療費適正化について、柔道整復と同様に国の財政支援措置を講ずること。

以上

平成 28 年 11 月 17 日

厚生労働大臣 塩 崎 恭 久 様

全国後期高齢者医療広域連合協議会
会長 横 尾 俊



後期高齢者医療制度に関する要望書

平成29年6月7日

全国後期高齢者医療広域連合協議会

後期高齢者医療制度に関する要望書

我が国の医療を取り巻く環境は、少子高齢化の進展、医療技術の進歩、及び医療提供の場の多様化等により大きく変わってきており、このような中で、後期高齢者医療制度の持続性の確保や更なる安定した制度運営のために、より一層の検討や改善を行う必要がある。

このため、国において、以下に掲げる施策の積極的な対応、実現を要望する。

記

1. 国民健康保険の財政運営の責任主体を都道府県としたことを踏まえ、市町村からの派遣職員が中心で、専門的な人材が育成しにくい現状にある後期高齢者医療制度についても、最も安定した運営体制を確立するための見直しの検討を行うこと。

また、広域連合へ職員を派遣する市町村に対して、財政上の措置に加え、定数上の措置を講じること等により、派遣しやすい環境を整備すること。

2. 平成 28 年 12 月末に国が公表した保険料軽減判定における標準システム誤りに関し、以下の措置を講じること。

- ① システム改修時のチェック体制の整備及び再発防止対策の徹底を図ること。
- ② 標準システムは、更なる抽出漏れの無いよう検証するとともに、計算ツールを使用した複雑な事務作業を行わず、標準システム上で完結できるよう、一刻も早く改修を行うこと。
- ③ 本事案により、広域連合及び市町村（特別区を含む。）がその対応・処理に要した経費については、国が全額負担すること。
- ④ 国と広域連合間において、疑義照会の結果等を共有することができる体制を構築すること。また、国が重要案件の公表等を行う場合は、予め広域連合に十分な情報を伝えること。

また、保険料算定における現行の所得の考え方は煩雑に過ぎ、ミスの原因や被保険者への説明にも困難を生じるなど、実務上限界に達していることから、税法上の所得をそのまま用いるなど簡素化を早急に図ること。

3. 後期高齢者医療制度改革の今後の検討にあたっては、本制度が持続可能で安定した保険財政運営が可能となるよう、地方自治体や保険者等関係団体の意見を十分聞き、定率国庫負担割合の増加等、国による財政支援を拡充すること。

さらに財政安定化基金を保険料の増加抑制に引き続き活用できる仕組みとして恒久化し、運営主体を広域連合への移管を検討すること。

また、保険料率改定に影響する料率設定及び算定基礎数値等を早期に提示すること。

- ④ 低所得者の所得割と元被扶養者の均等割については今年度見直しとなったが、低所得者等に対する保険料軽減特例措置については、生活に影響を与える保険料とならないよう現行制度を維持することと併せて恒久化についても検討すること。

やむを得ず見直す場合には、低所得者に対する介護保険料軽減の拡充や年金生活支援給付金の支給といった負担軽減施策と併せて実施するとともに、被保険者の負担を最小限に抑え、急激な増加とならないよう、きめ細かな激変緩和措置を講じること。

また、その見直し内容を広域連合及び市町村へ早急に情報提供するとともに、その必要性について、被保険者に対して国からの丁寧な説明と周知をおこなうこと。

5. あん摩・マッサージ、はり・きゅう及び柔道整復に係る療養費の適正化、不正対策等の実現を早期に図るため、次の事項について改善を図ること。

- ① 療養費の支給について、保険者毎に異なる判断が生じないように、明確な支給基準を国で示すこと。
- ② 真に必要な者に療養費が支給されるよう、施術及び往療に係る同意、再同意時の医師の役割の強化、明確化を図ること。
- ③ 施術に係る関係帳簿の記録、保存を義務化するなど、不正請求防止のための措置を講じること。
- ④ あん摩・マッサージ、はり・きゅう療養費の受領委任制度の導入にあたっては、平成29年3月7日提出の当協議会の意見書のとおり、不正請求に対する実効性のある対策を実施した上で導入するとともに地方厚生（支）局が指導監査を行うに当たっては、不正に対して迅速、的確に対応できるよう保険者との情報共有化の体制を整えること。

6. 保健事業は住民のライフサイクルに応じた一貫した健康づくりを行う必要がある。しかし、その実施主体である広域連合には自主財源や保健事業を行う実働組織がない。協力する市町村においても、職員定数削減や予算の削減等で、現実的に厳しい状況である。

この現状を踏まえ、保健事業のより現実的、かつ、効果的な実施体制を構築するため、広域連合と市町村の役割分担について、国が枠組みの設計を行い、早期に示すこと。

また、保健事業実施計画において取り組むこととした保健事業については、その円滑な推進のため、財政支援の拡充を図るとともに、国において継続的な財政措置を講ずること並びに、健康診査及び歯科健康診査に対する実態に即した基準単価を設定すること。

7. 平成29年7月から社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）における医療保険者の情報連携が開始となるため、現在準備を進めているところである。しかし、地方税関係情報に係るデータ項目の一部が、データ標準レイアウト上の提供項目となっていない。この現状にあたって、当該情報の提供が平成30年7月から可能となるよう、確実な対応を要望するとともに、中間サーバー運用経費に係る負担金についても、この事情を考慮した金額設定を望む。

また、広域連合が行うシステム改修等に係る費用及び当該制度の導入後において恒常的に負担することとなる維持管理費用について、国が継続的な財政措置を講ずること。

8. 東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故により被災された被保険者について、国の財政支援を拡充し、今後とも継続すること。

また、大規模災害により被災した被保険者等の支援に要する費用については、全額国による財政支援とすること。

9. 後期高齢者医療制度の周知広報に係る所要の経費について、新たな国の助成制度を創設すること。

また、制度改正に伴うものについては、国による周知広報を充実させること。

10. 後期高齢者の窓口負担の在り方について、関係審議会等において平成30年度を目途に検討されているところであるが、^{2018年度}制度の根幹である高齢者が必要な医療を受ける機会の確保という観点から現状維持に努めること。

11. 社会保障制度改革について、5月23日に開催された経済財政諮問会議の有識者議員から提出された資料において、普通調整交付金の見直しが提示されている。

しかしながら医療費水準の地域差は、それぞれの地域の医療を提供する体制、住民の健康状態など様々な要因により生じているものであり、基本的には医療保険者の努力だけで変えられるものではない。

また、独自財源を持たない後期高齢者医療広域連合に対する普通調整交付金が、医療費水準が高いことにより減額されれば、直ちに保険料増加という結果に直結し、被保険者の理解を得ることは困難である。

このような医療費水準に着目した普通調整交付金の増減措置が行われないう、要請する。

以上

平成29年6月7日

厚生労働大臣 塩崎恭久 様

全国後期高齢者医療広域連合

会長 横尾俊彦



1 加入者情報（被保険者情報）の登録

中間サーバー上で医療保険者等が副本の登録、特定個人情報の情報照会・提供等の業務を行うにあたり、医療保険者等は業務の対象となる加入者の情報を予め中間サーバーへ登録する必要がある。加入者情報を中間サーバーへ登録することで、当該加入者に対して「被保険者枝番」の採番が中間サーバーにて行われる。採番された被保険者枝番は医療保険者等に通知され、医療保険者等は通知された被保険者枝番をキーとして当該加入者に係る副本登録や情報照会等の業務を行う。

加入者情報の登録対象者は、「平成 29 年 1 月 1 日時点の加入者」及び「1 月 2 日以降に加入した者」とされている。

2 副本の登録

医療保険者等が特定個人情報の情報提供業務を行うには、対象者の情報があらかじめ中間サーバーに副本として登録されている必要がある。広域連合については、標準システムで管理している情報のうち、「資格情報」、「高額介護合算療養費情報」及び「葬祭費情報」を、副本として中間サーバーに登録している。

なお、副本情報の登録対象者は以下のとおりである。

(1) 平成 29 年 1 月 1 日時点の加入者（被保険者）に関する平成 28 年 1 月 1 日以降の副本

(2) 平成 29 年 1 月 2 日以降に加入した者に関する加入日以降の副本

3 中間サーバーに登録する副本情報

(1) 資格情報

月次処理または年次処理により被保険者証、短期保険者証、または資格証明書が発行された被保険者のうち、加入者情報が中間サーバーに登録されている被保険者の下記項目における資格情報を、副本として中間サーバーに登録する。平成 29 年 7 月 18 日時点では、約 932,000 件の資格情報における副本を登録している。

なお、この時点における被保険者証発行数は、約 900,000 件（8 月年齢到達分を含む）であるが、副本の登録条件が、平成 29 年 1 月 1 日からであり、それ以降に「死亡」及び「県外転出」等により資格を喪失した被保険者も含まれるため、副本登録件数と差異が生じる。

項目	備考
被保険者枝番	医療保険者等内で個人を一意に識別するための番号
被保険者番号	-
資格取得及び喪失日	-
有効期限	-
証区分	被保険者証、短期被保険者証、資格証明書のいずれか
負担区分	負担区分等証明書に記載した負担区分内容 (基準額以上または基準額未満のいずれか)
減額区分	負担区分等証明書に記載した減額区分内容 (該当無、非課税、老福、基準額以下のいずれか)

(2) 高額介護合算療養費情報

高額介護合算療養費等支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書の提出を受け、自己負担額証明書を発行した被保険者のうち、資格情報の副本が中間サーバーに登録されている被保険者の下記項目における情報を副本として中間サーバーに登録する。

ただし、高額介護合算療養費は、厚生労働省の要請により、登録するのは平成 29 年 8 月以降とされているため、現在のところ登録実績はない。

項目	備考
被保険者枝番	医療保険者等内で個人を一意に識別するための番号
被保険者番号	-
給付年度	高額介護合算療養費の計算対象年度
自己負担額計算対象日	自己負担額証明書に記載した対象となる計算期間
高齢者医療加入期間	自己負担額証明書に記載した計算期間において被保険者であった期間
自己負担額合計	自己負担額証明書に記載した自己負担額の合計
自己負担額高齢者分再掲	自己負担額証明書に記載した自己負担額の合計
所得区分	自己負担額証明書を発行した所得等 (高齢者上位、高齢者一般、低所得Ⅱ、低所得Ⅰのいずれか)

(3) 葬祭費

葬祭費の支給決定を行った被保険者のうち、資格情報の副本が中間サーバーに登録されている被保険者の下記項目における葬祭費の情報を副本として中間サーバーに登録する。平成 29 年 7 月 18 日時点では、約 20,000 件の葬祭費における副本を登録している。

項目	備考
被保険者枝番	医療保険者等内で個人を一意に識別するための番号
死亡日	-
支給額	-
支給日	-

4 情報提供先について

情報提供先として、都道府県や市町村等が想定されているが、明確でないため、現在、厚生労働省に問合せをしている。

5 情報提供件数

平成 29 年 7 月 18 日から平成 29 年 7 月 27 日までの期間における情報提供件数：0 件

6 情報照会について

情報照会については、当広域連合として当面のところ実施しない方針である。